

暴 迫 ぐ ん ま



全国統一標語

夏 号

暴力団

2025

断ち切る勇気が 未来を創る



撮影：暴迫センター職員
(国指定重文「臨江閣」)

社 会 **VS** 暴力団

暴 力 団 排 除

発行 公益財団法人 群馬県暴力追放運動推進センター

〒371-0836 群馬県前橋市江田町448-11 県警江田町庁舎内

TEL：027-254-0808 相談・Fax：027-254-1100

就 任 の ご 挨拶



群馬県警察本部
刑事部組織犯罪対策第二課長

いし かわ まなぶ
石 川 学

本年3月より、群馬県警察本部刑事部組織犯罪対策第二課長を務めております石川でございます。

会員皆様方には、平素より暴力団排除活動をはじめ警察行政の各般にわたり深い御理解と御協力を賜っておりますことに対し、心から感謝を申し上げます。

さて、近年の暴力団情勢であります。暴力団の勢力が衰退していく中、暴走族の元構成員や暴力団の元構成員等を中心として、繁華街・歓楽街等で活動している準暴力団に加えて、新たな特徴を有する「匿名・流動型犯罪グループ」が台頭し、治安対策上の脅威となっています。

同グループの中には、その資金の一部を暴力団に流したり、暴力団構成員がグループの首領等となり、実質的に傘下に収め、特殊詐欺やSNSを活用した投資・ロマンス詐欺等の各種犯罪を行い、暴力団の資金獲得活動の一端を担わせていることから、警察では、引き続き、組織の総力を挙げて暴力団や匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な実態解明と取締りを強力に進めております。

県警察といたしましては、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターや関係機関との連携を強化し、暴力団等に対する徹底した取締りによる資金源封圧や行政命令発出等の各種対策を強力に推進してまいりますので、皆様方におかれましてはより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに会員皆様方の御健勝、御多幸を祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

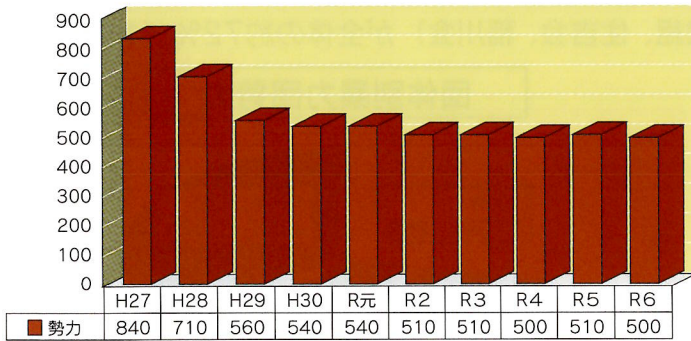


県内の暴力団勢力 (令和6年末現在)

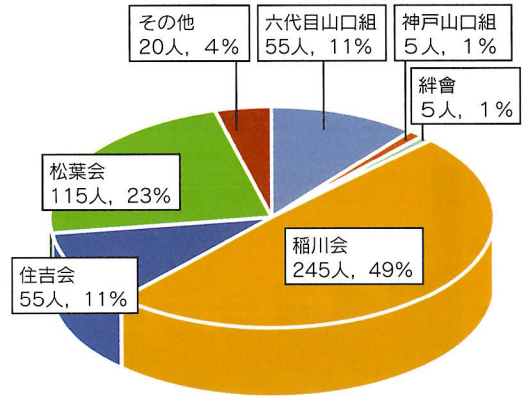
○令和6年末現在：約500人（前年比－10人）

○県内の主要勢力（六代目山口組、神戸山口組、絆會、稲川会、松葉会、住吉会）が全体の約96%

暴力団勢力の推移



団体別暴力団勢力



警察署別暴力団勢力数



※ 図中の勢力数については、令和6年末現在の県内勢力数を元に算出
暴力団事務所の所在地等を基準とした所属人員であり、暴力団員の居住者数ではない。

全国の暴力団勢力 (令和6年末現在)

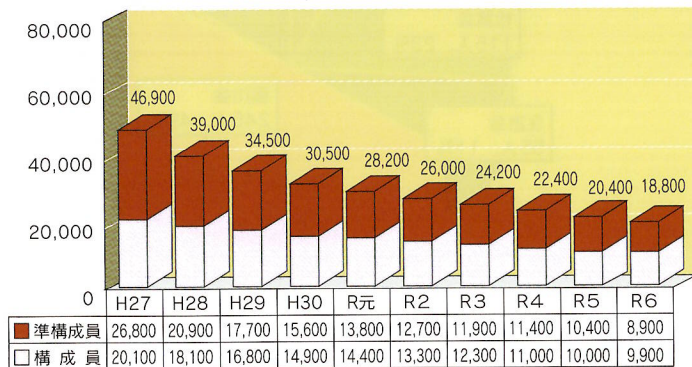
○「暴力団勢力」＝「暴力団構成員」＋「準構成員」

※「準構成員」…構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、組織の威力を背景として暴力的不法行為を行い、あるいは、暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持・運営に協力または関与する者

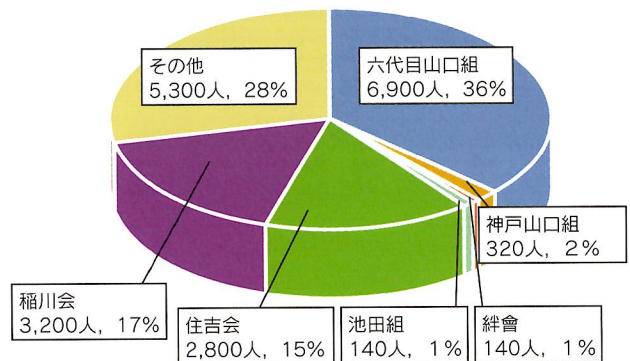
○令和6年末現在、18,800人（前年比－1,600人）と、暴力団対策法施行（平成4年）以降最少

○主要団体等（六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会、稲川会）が全体の約72%（13,500人）

暴力団勢力の推移



団体別暴力団勢力



暴力団構成員等の数は概数であり、グラフの合算値と合計値は必ずしも一致しない。

指定暴力団一覧表（25団体）

No	名 称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府40県	約3,300人
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道15県	約1,600人
3	住吉会	東京都新宿区新宿7-26-7	小川 修	1都1道14県	約2,100人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区宇佐町1-8-8	野村 悟	3県	約200人
5	旭琉會	沖縄県中頭郡北中城村字島袋1362	系数 真*	1県	約210人
6	八代目会津小鉄会	京都府京都市左京区一乗寺塚本町21-4	高山義友希	1道2府1県	約40人
7	六代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	荒瀬 進	1県	約130人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	2県	約30人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-24	平岡 喜榮	1県	約40人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡 豊	2県	約50人
11	道仁会	福岡県久留米市京町247-6	小林 哲治	4県	約310人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文*	1県	約40人
13	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	椎塚 宣	2県	約80人
14	三代目狭道会	広島県尾道市山波町3025-1	池澤 望	5県	約60人
15	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	1県	約70人
16	十代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	李 正秀	1府	約10人
17	極東会	東京都新宿区歌舞伎町2-18-12	高橋 仁	1都12県	約300人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本 博司	1府	約50人
19	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	伊藤 義克	1都7県	約280人
20	四代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 國泰	2県	約60人
21	二代目浪川会	福岡県大牟田市八江町38-1	梅木 一馬	1都5県	約140人
22	神戸山口組	兵庫県加古郡稲美町中村字池之跡1379-10	井上 邦雄	1都1府7県	約120人
23	絆會	大阪府大阪市中央区島之内1-14-14	金 禎紀	1都1府9県	約60人
24	関東関根組	茨城県土浦市桜町4-10-13	大塚 逸男	1都1道3県	約80人
25	池田組	岡山県岡山市北区田町2-12-2	金 孝志	1道3県	約60人

*：本表中 旭琉會・系数 真の「真」は、「直」の下に「ハ」、二代目親和会・吉良博文の「吉」は、「土」の下に「口」を書く。

注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」は、令和7年3月6日現在のものを示している。

「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和6年末現在のものを示している。

注2：令和6年末における全暴力団構成員数（約9,900人）に占める指定暴力団構成員数（約9,500人）の比率は「96.0%」である。

暴力団勢力の検挙状況

暴力団は、覚醒剤の密売、飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関を対象とした恐喝・強要のほか、強盗、窃盗等、社会情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っております。

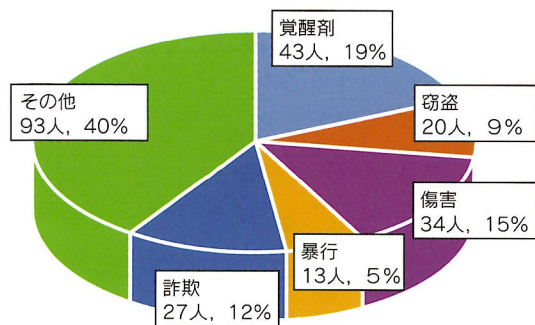
特に、近年は、主導的な立場で特殊詐欺に深く関与するなど、有力な資金源の一つとしている実態がうかがわれます。

暴力団勢力の検挙人員の推移

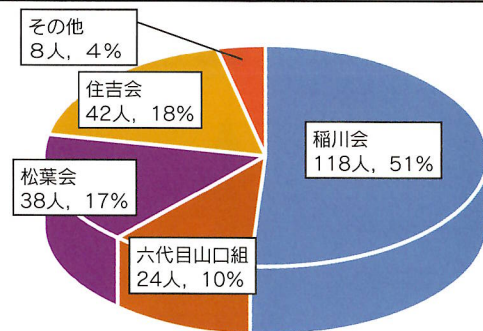
	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
全 国	21,643	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189	11,735	9,903	9,610	8,249
群馬県	427	438	400	364	350	351	293	236	233	230

(人)

群馬県の罪種別検挙人員（令和6年）



群馬県の組織別検挙人員（令和6年）



中止命令・再発防止命令の発出状況の推移

公安委員会は、暴力団対策法に基づき、指定暴力団員による暴力的要求行為（暴対法9条で禁止されている27の行為）等に対し、「中止命令」や「再発防止命令」を発することが出来ます。

過去10年間の発出状況については、次表のとおりです。

中止命令・再発防止命令の発出状況（過去10年間）

		H27	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
全 国	中止命令	1,368	1,337	1,369	1,267	1,112	1,134	866	877	964	1,197
	再発防止命令等	54	41	48	67	61	72	51	32	30	79
群馬県	中止命令	16	18	15	12	17	18	15	9	15	6
	再発防止命令等		5	2	3	3	4	1	1	0	0

「再発防止命令等」は…再発防止命令、禁止命令、防止命令、事務所使用制限命令等の発出件数を外数として計上

(件)

○ 「中止命令」 …

指定暴力団員によって、用心棒料等を要求する行為などの禁止行為が現に行われ、その相手方の生活の平穏が害されたり困惑している場合、これを中止させようとするものです。

○ 「再発防止命令」 …

一定の禁止行為が将来にわたって反復して行われる“おそれ”がある場合に、その再発を防止するため、1年を超えない範囲内の期間を定めて、予防上必要な事項を命令するものです。

※ 中止命令・再発防止命令は行政命令ですが、これに違反した場合、懲役若しくは罰金又はこれらが併科されます。

匿名・流動型犯罪グループ情勢

匿名・流動型犯罪グループ等の動向

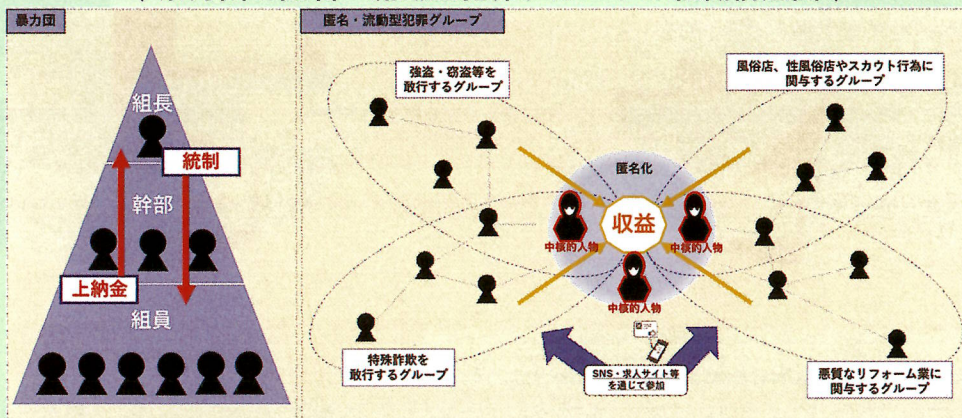
暴力団の勢力が減衰していく中、暴力団のような明確な組織構造は有しないが、旧知の人間関係等に基づくつながりで集団を構成し、暴力団と密接な関係を有する「準暴力団」に加え、SNS等の緩やかに結びついたメンバー同士が役割を細分化し、特殊詐欺、強盗・窃盗等多様な犯罪行為を行って資金獲得活動を展開するなど、新たな特徴を有する集団、「匿名・流動型犯罪グループ」が台頭し、治安対策上の脅威となっています。

暴力団及び匿名・流動型犯罪グループの特徴

暴力団は、構成員同士が擬制的な血縁関係によって結び付き、「組長」の統制の下に地位の上下によって階層的に構成され、組織の威力を背景に又は威力を利用して資金獲得活動を行っていました。

匿名・流動型犯罪グループは、各種資金獲得活動で得た収益を吸い上げている中核部分は匿名化され、SNSや求人サイトを利用して実行犯を募集するなどして緩やかに結びついたメンバー同士が役割を細分化させ、メンバーを入れ替えながら種々の犯罪行為を敢行するなど多様な資金獲得活動を行うため、組織の把握やメンバーの特定が容易ではないという特徴を有しています。

◆暴力団と匿名・流動型犯罪グループの組織構造図◆



犯罪の実行犯を募集する手口

匿名・流動型犯罪グループは、犯罪を敢行するのに当たって、SNS等において、「高額バイト」等の表現を用いたり、仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして、犯罪の実行犯を募集している実態が認められます。

同グループは、このような犯罪実行者募集情報への応募者に対して、あらかじめ運転免許証や顔写真等の個人の特定に資する情報を匿名性の高い通信手段を使用して送信させることで、応募者が犯罪を躊躇したり、グループからの離脱意思を示したりした場合には、個人情報把握しているという優位性を利用して脅迫するなどして服従させ、実行犯として繰り返し犯罪に加担させるなどの状況がみられます。

また、応募者が犯罪を敢行したとしても約束した報酬が支払われない場合もあります。

匿名・流動型犯罪グループは、このような実行犯を使いながら、特殊詐欺をはじめ、組織的な強盗や窃盗、違法なスカウト行為、悪質なりフォーム業、薬物密売等の様々な犯罪を敢行し、その収益を有力な資金源として他の資金獲得活動に充てるなど、収益を還流させながら、匿名化されている組織の中核部分が利益を得ている構造がみられます。

同グループの中には、その資金の一部が暴力団に流れているとみられるものや、暴力団構成員をグループの首領やメンバーとしているもの、暴力団構成員と共謀して犯罪を行っている者も確認されています。

暴力団と匿名・流動型犯罪グループは、何らかの関係をもちつつ、両者の間で結節点の役割を果たす者も存在しているとみられます。

◆犯罪の実行犯を募集する手口◆



各種広報・啓発活動について

大相撲春巡業における広報・啓発活動 4月19日「太田場所」・20日「高崎場所」

本年は、大相撲春巡業として、4月19日（土）「太田場所」（太田市内ヶ島町のオープンハウスアリーナ太田）及び翌20日（日）「高崎場所」（高崎市岩押町のGメッセ群馬）が、開催されました。

両会場とも前売りチケットは完売となり、それぞれ約3,000人の大相撲ファンが集まり、横綱・大関をはじめ幕内力士ら総勢約180人が参加して行われました。

当センターでは、両日とも、主催者協力のもと、県警本部刑事部組織犯罪対策第二課及び太田警察署・高崎警察署と連携し、会場において広報・啓発活動を行いました。

＜太田場所＞

＜高崎場所＞



地元メディアを活用した広報・啓発活動 エフエム群馬

多くの県民に当センターの活動を知っていただくため、令和4年から半年に1度、地元FM局「エフエム群馬」の情報番組で前橋市内の同局サテライトスタジオで放送している、『WAI WAI Groovin' (ワイ・ワイ・グルーヴィン)』に生出演し、同番組のパーソナリティと掛け合いをしながら、当センターのPRを行うとともに、「暴力団が絡む事案の早期相談の推奨」、「民事介入暴力1日無料相談所の開設情報」等と呼び掛ける活動を行っております。

近年、暴力団員数が減少傾向にあり、暴力団に関する相談の受理件数も減っていますが、今でも暴力団は身分を隠して身近に潜んでいたりと、匿名・流動型犯罪グループと繋がって、犯罪行為や違法な活動を繰り返している実態と呼び掛け、引き続き、県民の皆さんに訴え注意喚起してまいります。

＜FMぐんま サテライトスタジオ＞



「社会復帰対策協議会受入企業」募集中

～県発注の「建設工事競争入札参加資格」審査時の優遇措置(入札加点)が受けられます～

群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会（以下「協議会」という。事務局；当センター）では、暴力団離脱者が社会復帰を図るための『就労支援活動』を行っています。

企業にとっては、元暴力団員を雇用することについて不安や懸念を持たれることと思いますが、警察や当センターをはじめ、協議会の関係機関・団体が連携し、就労を希望する離脱者に対して事前説明を行い、真摯な就労希望者であるかを厳格に確認した上、社会復帰に対する意識付けを徹底して行い、就労への一層の自覚を促しています。

【受入企業優遇措置の導入】

群馬県では、「再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年12月23日閣議決定）」に基づき、暴力団員の社会復帰対策として、魅力ある協賛企業支援制度の確立等、暴力団離脱者のための安定した雇用の場の確保について、より一層積極的に取り組むこととし、県が発注する建設工事競争入札参加資格審査項目を改定し、令和4・5年度の入札参加資格審査から、

○ 暴力団離脱者社会復帰対策協議会への受入企業登録 （5点）

○ 受入企業として3ヶ月以上の暴力団離脱者雇用 （5点）

について、入札加点される優遇措置を導入しています。

令和6年度末現在の登録数：33企業

暴力団離脱者の就労支援に協賛いただける企業におかれましては、群馬県警察本部組織犯罪対策第二課（代表☎：027-243-0110）又は当センターにお問い合わせください。



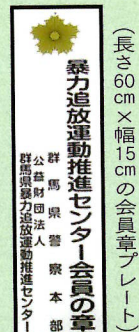
「賛助会員」を募集しています

～「暴力に屈しない」確かな意思表示になります～

当センターでは、県民の暴力団追放に対する意識の高揚を図り、暴力のない安全で住みよい郷土づくりのため、県民総ぐるみの暴力団排除運動を推進しています。

当センターの目的に賛同し、事業の推進を支援して下さる暴力団排除活動に積極的な企業・団体・個人の方々に「賛助会員」として募集しています。

会 費	○ 個人会員（個人・企業・事業所等） 1口（年額5千円）以上 ○ 団体会員（組合・協会・企業等） 1口（年額1万円）以上 ※ 会費は、税法上の優遇措置を受けることができます。
特 典	① 会員章（プレート・ステッカー）の交付 ② 機関誌（年2回：夏号・新春号）等の送付 ③ 暴力団等排除に関する各種資料・情報の提供 ④ 暴力団対策視聴覚教材（DVD）の貸出 ⑤ 暴力団排除ポスター（最新版）の配布等

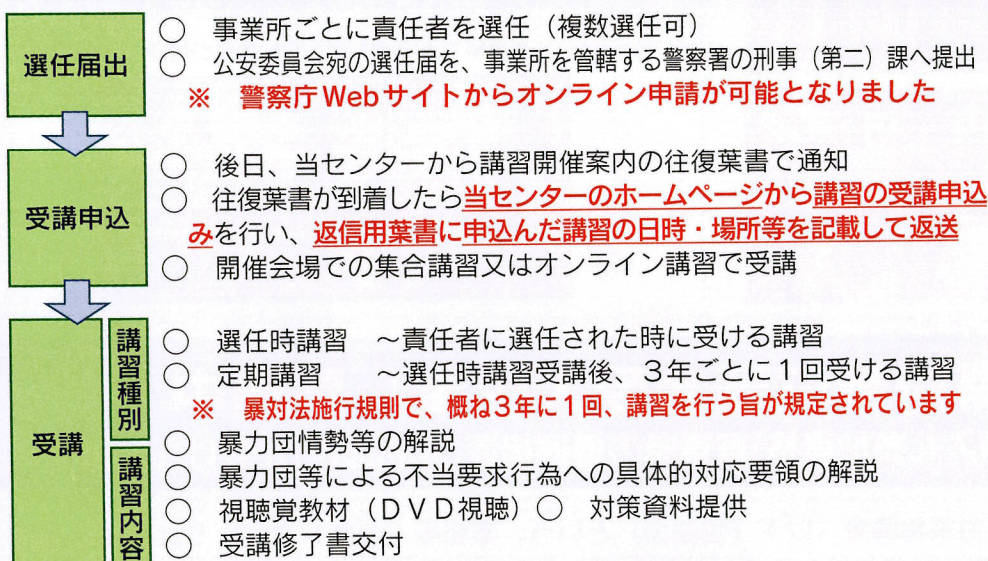


★ 入会希望・質疑等は、当センターにお問い合わせください。（☎027-254-1100）

「不当要求防止責任者講習」について

～「基本的な対処法」をお教えいたします(受講無料)～

不当要求防止責任者講習は、暴力団員等からの不当な要求を受けたときの具体的な対応要領をマスターする講習で、あなたの事業所を暴力団から守るためのものです。是非積極的に受講してください。



※ 事業所又は団体単位で一括し、単独で「責任者講習」の受講を希望する場合は、当センターへ事前に相談して下さい。

<受講修了書・選任済ステッカー・教本>



不当要求防止責任者を選任し、確実な受講を！

「暴力団関係相談」について

～早めの相談が『解決への第一歩』です～

当センターでは、暴力団員や暴力団関係者から脅されたり、無理な要求を受けて困っている方からの、相談窓口を開設しています。（相談委員・弁護士）

- 「常設相談窓口」（相談委員対応）
月～金（年末年始・祝日除く）
午前9時～午後5時（受付午後4時まで）当センター相談室
- 「無料相談窓口」（弁護士、相談委員対応）～要事前予約
毎月第二木曜日（祝日の場合は、翌木曜日）
午後2時～午後4時、当センター相談室（5・8・11・2月を除く）
- 「民事介入暴力一日無料相談所」（弁護士、警察、当センター 3者対応）～要事前予約
5月（伊勢崎）・8月（高崎）・11月（太田）・2月（渋川）の第二木曜日（詳細は、開催前に当センターホームページに掲載）

公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター

〒371-0836 前橋市江田町448-11

（群馬県警察本部江田町庁舎内）

TEL 027-254-1100

URL <https://www.boutsui-gunma.org>

E-mail boutsui-gunma@keh.biglobe.ne.jp

